

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	450	326	124	38.0
うち 出 資	450	326	124	38.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	450	326	124	38.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,318	868	450	51.9
うち 出 資	1,318	868	450	51.9
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,318	868	450	51.9

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		700	700	—
(内訳)	対象事業活動への出資等	700	700	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		700	700	—
(財源)	財政投融資	450	326	124
	財政融資	—	—	—
	産業投資	450	326	124
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	250	374	△124
	政府保証（5年未満）	250	374	△124

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

脱炭素社会の実現に向け、世界的に社会・産業構造の大きな転換が進む中、我が国においても、「地球温暖化対策計画」に基づき、2030年度、2035年度及び2040年度における温室効果ガス排出量を2013年度比でそれぞれ46%、60%及び73%削減するとともに、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す必要がある。

このため、脱炭素化に資する事業の創出及び事業化を加速し、その規模及び質を飛躍的に高めていくことが喫緊の課題となっている。

しかしながら、脱炭素化に資する事業は、一般に、多額の初期投資を必要とし、投資回収までに長期間を要することに加え、新技術や新たなビジネスモデルに関する知見の不足、地域の関係者等との合意形成に伴う不確実性等から、技術面、事業面、制度面その他の脱炭素事業に特有のリスクを、民間事業者のみで十分に負担することが困難な場合がある。

また、脱炭素事業は、温室効果ガス削減等の社会全体に広く及ぶ便益を生み出す一方、その効果を事業者が収益として十分に回収することが難しい。加えて、事業実績や比較可能な事例が乏しく、金融機関や投資家が事業のリスクや将来性を適切に評価することが困難な場合もある。こうした外部経済効果や情報の非対称性により、市場メカニズムのみでは、社会的に必要な事業に十分な資金が供給されない状況が生じ得る。

その結果、平時においても、脱炭素化に資する事業に対して必要な規模の民間資金が十分に供給されず、①必要な事業が実施に至らない、又は事業化・スケール化が進まないという「量」の不足、②知見やノウハウの蓄積、事業者間の連携等が進まず、市場やエコシステムが十分に形成されないという「質」の不足が生じている。

このため、民間金融市場を補完し、民間事業者のみでは負担することが困難なリスクの一部を公的部門が担う観点から、政策的必要性及び事業性を精査した上で、公的出資等を活用してリスクマネーを供給することが必要である。

その際、本機構の関与は、政策的必要性が高く、民間事業者等のみでは十分な資金供給が見込まれない範囲に限定する。民間事業者等との協調出融資等を基本とし、公的資金が民間資金を代替するのではなく、公的部門によるリスク負担を呼び水として民間資金を呼び込み、民間事業者等の投資判断及び事業参加を促進する。

これにより、官民の適切な役割分担の下で脱炭素社会の実現に必要な市場の形成・拡大を図り、将来的には民間主体による自立的な資金供給へつなげていくものである。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

本機構は、民間事業者のみでは十分に負担することが困難なリスクを補完し、民間資金の呼び込みを通じて脱炭素投資を促進することにより、民間事業者による事業活動及

び資金供給を補完する役割を担っている。

前述のとおり、脱炭素化に資する事業には、技術面、事業面及び制度面等の不確実性により、民間資金のみでは十分な資金供給が行われにくい領域が存在する。このため、本機構は、政策的必要性及び事業性に加え、民間資金の調達状況、民間のみでの事業化の可能性並びに本機構による支援の必要性を案件ごとに精査し、民間のみでは事業化又は事業拡大が困難な案件に支援対象を重点化している。

例えば、地域における脱炭素化に向けた取組については、事業規模が限定的であることや、事業ノウハウ及び技術的知見が十分に蓄積・普及していないこと等により、民間資金の供給が限定的となる場合がある。こうした場合には、事業の自立性、収益性及び将来的な民間資金の導入可能性を確認した上で、出資等を通じて事業の立上げ及び着実な遂行を後押ししている。

本機構による出資等は、原則として民間事業者との協調出融資等を前提とし、公的資金が民間資金を代替することのないよう、案件ごとのリスク特性、資金需要及び民間資金の調達状況等を踏まえ、支援の必要性が認められる範囲で、出融資額及び出融資比率を必要かつ適切な水準に設定している。これにより、民間資金を最大限活用するとともに、市場の成熟や事業の進展に応じて、民間主体による資金供給への移行を促している。

また、他の特殊法人等が支援を行う場合には、各機関の政策目的、支援対象、支援手法及びリスク負担の範囲を確認し、支援内容の重複を排除するとともに、各機関の役割分担を明確化している。その上で、必要に応じて各機関と連携し、それぞれの機能を相互に補完することにより、民間資金の呼び水効果及び政策効果が最大限発揮されるよう、効率的な支援を行っている。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

本機構の支援対象事業は、一般会計の補助金等に過度に依存することなく、民間事業者が自ら事業リスクを負担し、主体的かつ自律的に事業を運営することを前提としている。

支援に当たっては、事業の政策的意義に加え、事業性、収益性及び出融資資金の回収可能性等を精査するとともに、民間資金を最大限活用し、本機構による支援を事業の実施に必要な範囲に限定している。これにより、事業者による収益の確保、コストの削減その他の自助努力を促し、事業の効率的かつ効果的な実施を図っている。

また、本機構による支援は、事業収益等を原資として、融資に係る元利金の返済や、出資に係る配当・出資持分の売却等により、投融資資金を回収するとともに、本機構が相応のリターンを確保する仕組みとしている。このため、支援を受ける事業者にも出融資資金の回収を意識した経営規律が働き、国費に依存した事業運営を抑制することができる。

これらを通じて、民間事業者の自助努力及び経営規律を促すとともに、事業者による適切なコスト負担を確保している。さらに、出融資資金の回収及び収益の確保を図ることにより、公的資金を一方的に給付する補助金等と比べて財政負担を抑え、租税負担の抑制を図っている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

支援対象事業については、個別案件ごとに、支援内容、事業者が支援を求めるに至った経緯及び背景、支援先企業の財務状況、事業計画、収益性並びに出融資資金の回収可能性等を事前に精査した上で、支援決定を行っている。支援決定後は、事業の進捗状況及び資金需要等を確認しつつ、適切な時期に資金を実行するとともに、定期的なモニタリングを通じて、事業計画の進捗、財務状況及び出融資資金の回収見通しを継続的に確認している。

また、出融資残高については、個別案件におけるリスクテイクと、ポートフォリオ全体における元本確保及び収益確保との均衡を図る観点から社内方針に基づくポートフォリオを構築し、適切にマネジメントを実施している。これにより、出融資資産の毀損リスクを抑制するとともに、利息、配当及び出資持分の売却収入等による一定の収益の確保に努めている。

政府保証借入金の償還については、主として融資に係る元本回収金及び利息収入等を償還原資とする。各年度の資金収支及び償還スケジュールを適切に管理し、償還時に一時的な資金不足が見込まれる場合には、必要に応じて借換えを行うことにより、償還確実性を確保する方針である。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政出融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和9年度の要求においては、「経済財政運営と改革の基本方針2026」に掲げられた危機管理投資・成長投資等の政策を着実に実行するため、本機構に寄せられている民間事業者からの資金ニーズ、今後の案件形成の見通し、案件の進捗状況及び資金実行時期等を精査した上で、政策的重要性が高く、かつ、民間資金のみでは十分な資金供給が見込まれない分野へのリスクマネー供給に必要な額を要求するものである。

また、令和4年度の設立以降、支援実績を着実に積み重ねてきたことに伴い、財投資金の運用残率は改善傾向にある。

(参考：過去3か年の財政投融資の運用残額)

	5年度	6年度	7年度
運用残額	322 億円	180 億円	59 億円
運用残率	80.4 %	72.0 %	16.9 %

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本機構は、世界全体における 1.5℃目標及び「地球温暖化対策計画」に定める我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資する事業に対し、出資等を通じて、民間事業者のみでは十分に負担することが困難なリスクを補完するリスクマネーを供給し、民間投資の促進を図るものである。

具体的には、戦略 17 分野に位置付けられた洋上風力等の GX 分野をはじめ、資源循環、再生可能エネルギー、省エネルギー、地域脱炭素その他の脱炭素化に資する事業並びにこれらの分野に取り組むスタートアップ等を対象として、各事業の特性、成長段階及び資金需要に応じた出資等による支援を行う。

また、支援に当たっては、政策的意義、事業性、収益性及び民間資金の調達状況等を精査するとともに、支援実行後も、専門的知見を活用した経営支援及び継続的なモニタリングを行うことにより、支援先事業の着実な遂行、出融資資金の回収及び政策目標の達成を図る体制を整備している。

(2) 必要とする金額の考え方

重点政策の実現に資する事業のうち、民間単独では負担困難なリスクを伴い、かつ本機構が、令和 9 年度中に支援を行う蓋然性が相当程度高い事業について、個別案件の事業規模、資金需要、支援手法及び民間資金の導入見込み等を踏まえて出資等の所要額を積算し、その合計額 450 億円を要求するものである。

(3) 見込まれる収益

本機構は、政策的意義に加え、中長期的な収益性及び出融資資金の回収可能性が認められる脱炭素事業を支援対象とし、政策目標の達成と適切な収益の確保との両立を図る。

個別案件について、事業計画、収益見通し、財務状況、回収条件及び想定される Exit 時期等を精査するとともに、ポートフォリオ全体でリスクを管理することにより、融資に係る利息収入、出資に係る配当収入及び出資持分の売却収入等の確保を見込んでいく。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本機構による出資等は、民間事業者等との協調出融資等を原則としている。本機構が政策的意義及び事業性を精査した上でリスクマネーを供給することにより、事業リスクの一部を補完し、民間事業者の投資判断及び事業参入を後押しすることで、民間資金の呼び込みを図るものである。

また、民業補完の観点から、案件ごとの事業リスク、資金需要、民間資金の調達状況

及び本機構の支援の必要性等を勘案し、公的資金が民間資金を代替することのないよう、必要かつ適切な出資等の額及び比率を設定している。

2. リスク管理体制

支援対象事業については、個別案件ごとに、支援内容、事業者が支援を求めるに至った経緯及び背景、支援先企業の財務状況、事業計画並びに出融資資金の回収可能性等を事前に精査した上で、支援決定を行っている。支援決定に当たっては、案件ごとのリスク特性、出融資条件及び回収見込額等を確認し、所定の審査・意思決定プロセスを経て、支援の可否及び支援内容を決定している。支援決定後は、事業の進捗状況及び資金需要を確認しつつ、支援条件の充足状況を確認した上で、適切な時期に資金を実行している。

残高（ストック）の管理については、個別案件におけるリスクテイクとポートフォリオ全体としての元本確保及び収益確保との均衡を図る観点から社内方針に基づくポートフォリオを構築し、適切にマネジメントを実施し、出融資資産の毀損リスクの抑制及び一定の収益の確保に努めている。

モニタリングについては、モニタリング規程に基づき、支援先の財務状況、事業の進捗状況、重要なリスクの発生状況及び出融資資金の回収可能性等を継続的に把握・評価している。事業計画からの乖離や財務状況の悪化等が認められた場合には、その原因及び影響を分析し、支援先との協議、経営改善に向けた助言、出融資条件に基づく対応その他の必要な措置を講じている。また、案件の重要性及びリスクの状況に応じて、脱炭素化委員会その他の関係会議体への報告・審議を行う体制を整備しており、適切かつ実効的なリスク管理を確保している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

< 5 年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証借入金

本機構が、令和 9 年度中に支援を行う可能性がある事業に対する融資等の財源を確保するとともに、令和 12 年度末を目途として、令和 8 年度以降に実行するシニアローンの残高相当額に係る財源構成を「産業投資 1：政府保証借入等 9」とする方針に基づき、必要な資金を円滑かつ安定的に調達するため、政府保証を要求するもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証借入金

令和 9 年度末におけるシニアローン残高の見込額を基礎として、令和 12 年度末を目途に、令和 8 年度以降に実行するシニアローンの残高相当額に係る財源構成を「産業投資 1：政府保証借入等 9」とする方針及び本機構が、令和 9 年度中に支援を行う可能性がある事業に対する融資等の所要額を踏まえ、当該方針に沿った財源構成の実現及び事業規模の確保に必要な額として、政府保証 250 億円を要求するもの。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」では、GX を通じた成長投資の促進や民間投資の拡大により、脱炭素と経済成長の同時実現を図ることとしている。

このため、株式会社脱炭素化支援機構において、脱炭素に資する事業へのリスクマネー供給を通じて民間投資を誘発し、GX 関連投資を促進するために必要な資金を要求する。

「日本成長戦略」では、GX 分野における投資促進や新産業の創出を通じて、持続的な経済成長を実現することとしている。

このため、株式会社脱炭素化支援機構において、再生可能エネルギー、資源循環、スタートアップ等の脱炭素分野への投融資を通じて、新たな事業創出及び民間投資の拡大を支援するために必要な資金を要求する。

「地域未来戦略」では、地域資源を活用した投資の促進や地域主導による脱炭素化の推進を通じて、地域経済の持続的な成長及び地域産業の競争力強化を図ることとしている。

このため、株式会社脱炭素化支援機構において、地域資源を活用した再生可能エネルギー事業、資源循環事業及び地域脱炭素事業等への投融資を通じて、地域経済の活性化及び地域産業の競争力強化を推進するために必要な資金を要求する。

財政投融资の要求に伴う政策評価

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

1. 各府省庁の政策評価の結果

施策については、目標達成に向けて順調に取り組が進んでおり、引き続き取組を進めることとしている。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

政策評価の結果を踏まえ、引き続き脱炭素社会の実現に資する事業に対するリスクマネー供給を通じて、民間投資の促進及びGX投資の拡大を図ることとする。また、地域資源を活用した事業や地域主導による脱炭素化を推進し、地域経済の活性化及び地域産業の競争力強化に貢献するため、必要な財政投融资を要求する。

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

令和7年度においては、営業収益は、営業貸付金の利息収入や営業投資有価証券の売却収入等により10億円となった。一方、営業費用は、営業投資有価証券に係る投資損失引当金の計上や、投資事業有限責任組合へのLP投資に伴う投資事業組合運用損等により17億円となった。

この結果、当期の営業損失は6億円、経常損失は営業貸付金の為替差益等があったことから4億円、当期純損失は4億円となった。

また、投資活動の結果、当期末における貸借対照表上の営業投資有価証券は110億円、営業出資金は38億円、営業貸付金は299億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

資産：641億円

負債：3億円

資本：638億円

(2) 費用・収益の状況

営業収益：10億円

営業費用：17億円

営業損失：6億円

経常損失：4億円

当期純損失：4億円